



熊本県公報

第 1 2 1 7 3 号
平成 24 年 12 月 14 日 (金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (障がい者支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (//) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (//) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (//) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (//) 2
- 特定行為業務の登録 (//) 2
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (//) 3
- 道路の供用開始 (道路保全課) 3
- 道路の区域変更 (//) 3
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 4
- 平成 25 年熊本県歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課) 6
- 屋外広告物講習会の開催 (都市計画課) 6
- 登 載 依 頼**
- 熊本県景観・屋外広告物審議会の開催 (都市計画課) 6
- 第 1 4 2 回熊本県都市計画審議会の開催
..... (都市計画課 (熊本県都市計画審議会)) 7
- 第 3 回熊本県障害者の相談に関する調整委員会の開催
..... (熊本県障害者の相談に関する調整委員会) 8

告 示

熊本県告示第 1 2 9 9 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 4 第 1 項の規定により指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
相談支援センター クローバー 山鹿市古閑 1 5 0 0 番地の 1	医療法人回生会 山鹿市古閑 1 5 0 0 番地の 1 水足 秀一郎	平成 2 4 年 1 1 月 1 日	4330500184	地域移行支援、地域定着支援

熊本県告示第 1 3 0 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類

ヘルパーステーション みづき 荒尾市大平町二丁目 51番地3	合同会社 福寿 荒尾市大平町二丁目 51番地3 鳥巢 瑞代	平成24年 12月1日	4310300258	居宅介護、重 度訪問介護
---	--	----------------	------------	-----------------

熊本県告示第1301号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
阿蘇さくら草 阿蘇市内牧329番地	株式会社 阿蘇さくら草 阿蘇市西湯浦610番地8 下城 ミチヨ	平成24年 12月1日	4312800164	居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護

熊本県告示第1302号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ステップサポート 山鹿 山鹿市鹿央町合里 6087-3	株式会社サン・シーエル 熊本市中央区国府本町6番3号東方ビル1F 石川 哲男	平成24年 11月1日	4310500261	就労継続支援 A型、就労継続 支援B型

熊本県告示第1303号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
あおぞら 荒尾市四ツ山町2 丁目10-8	株式会社青空 玉名市立願寺57 2番地8 川添 鉄也	平成24年 11月1日	4310300241	就労継続支援 A型

熊本県告示第1304号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
熊本県立荒尾支援学校	荒尾市松永西長浦2299-3	432200028	平成24年4月17日
熊本県立黒石原支援学校	合志市須屋2659	432200029	平成24年4月17日
熊本県立松橋支援学校	宇城市松橋町南豊崎252	432200030	平成24年4月19日

熊本県告示第1305号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
障害児通所支援事業所白川おひさまクラブ 菊池郡大津町大字引水字三吉原790番1	社会福祉法人白川園 熊本市東区小山町2493番地 吉良 朋広	平成24年12月1日	4352200085	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町教良木 1960番1地先から 同所 2691番1地先まで	17.0	単県橋りょう改築

2 供用を開始する期日 平成24年12月15日

熊本県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年12月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後 幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字川間 5170番1地先から 同所 5181番1地先まで	前 4.1 ～ 22.6 4.8	255.5	災害防除

			後	～	255.5	
				42.0		

2 区域を変更する期日 平成24年12月14日

公 告

熊本県公告第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番119、同2086番124及び同2086番117の一部
301.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡山都町浜町259番地29
高橋 秀典

熊本県公告第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字蛇塚2671番1
390.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町永4480-53
池田 麻利子

熊本県公告第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字栄田1525番1
273.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎499番地5
吉山 亮太

熊本県公告第643号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成25年熊本県歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験
平成25年2月21日（木）午前9時から午後4時まで
 - (2) 実地試験
平成25年2月22日（金）午前9時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 学説試験
熊本歯科技術専門学校 熊本市中央区本荘三丁目1番6号
 - (2) 実地試験
熊本歯科技術専門学校 熊本市中央区本荘三丁目1番6号
- 3 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者

- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
- (1) 学説試験
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- (2) 実地試験
歯科技工実技
- 5 試験方法
学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間
平成25年1月11日（金）から同月18日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
なお、郵送の場合は、平成25年1月18日（金）の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類
- (1) 受験願書
- (2) 受験票
ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真（縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの）を貼り付けること。
イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
- (3) 3の(1)又は(2)に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 3の(3)に該当する者にあつては、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- (5) 3の(4)に該当する者にあつては、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
- (1) 受験手数料は、36,000円とする。
- (2) 県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
- (3) 県外居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付し、又は現金書留で郵送すること。
- (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求
この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- (1) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
- (2) 開示を行う期間 合格発表の日から1週間
- (3) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部健康局医療政策課
なお、本人であることを証明するため、受験票を持参すること。
- 11 その他
- (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を送付する（受験票は、試験当日必ず持って来ること）。
- (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成25年3月14日（木）までに、卒業証明書を提出しなければならない。
- (3) 試験場内での携帯電話の使用は、認めない。
- (4) 合格発表は、平成25年3月21日（木）午後1時に熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
また、合格者には合格証書を送付する。
- (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒862-8570熊本市中央区水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部健康局医療政策課（電話096-333-2204）に行うこと。
なお、郵便で請求する場合は、A4判の書類が郵送できる封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (6) 送付された合格証書を紛失し、合格証書の再交付を受けようとする者は、歯科技工士国家試験合格証明書交付申請書を知事に提出すること。

熊本県公告第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営乙女・大沢水地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営乙女・大沢水地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年12月17日から平成25年1月21日まで
- 縦覧場所
甲佐町役場、美里町役場

熊本県公告第645号

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第22条の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成24年12月14日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 日時 平成25年1月30日（水） 午前10時から午後4時まで
- 場所 熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ2階「さくら」
- 講習科目
(1) 広告物に関する法令
(2) 広告物の表示方法
(3) 広告物の施工
- 受講手続
(1) 申込書等の配布
受講申込書等の用紙は、平成24年12月14日（金）から平成25年1月23日（水）までの期間、熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室、各地域振興局土木部維持管理課及び熊本市都市建設局開発景観課で配布する。
なお、熊本県ホームページの「屋外広告物講習会について」のページでも入手することができる。
(2) 申込先 熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室
(3) 定員 40名
(4) 受付期間
平成24年12月14日（金）から平成25年1月23日（水）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
(5) 提出書類
ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
ウ 2,200円の熊本県収入証紙を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
- 問い合わせ先
熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班
（電話096-333-2522）

登載依頼**熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号**

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成24年12月14日

熊本県景観・屋外広告物審議会
会長 明石 照久

- 開催日時
平成24年12月20日（木）午前10時から
- 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」
- 議題
(1) 諮問事項
・特定施設届出地区の見直しに伴う熊本県景観計画の変更について
・道路及びその沿線の屋外広告物規制について

- (2) その他
・違反屋外広告物対策について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局
(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班)
(電話096-333-2522(ダイヤルイン))

熊本県都市計画審議会公告第2号

第142回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。
平成24年12月14日

熊本県都市計画審議会
会長 両 角 光 男

- 1 日時
平成24年12月26日(水) 午前10時から
- 2 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室(旧多目的AV会議室)
- 3 議題
【審議】
(1) 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(廃プラスチック類焼却施設:八代市)
(2) 本渡都市計画道路の変更の件(大臣同意あり)
(本渡港瀬戸線他1路線:天草市)
(3) 八代都市計画道路の変更の件(大臣同意なし)(南部幹線:八代市)
(4) 芦北都市計画道路の変更の件(大臣同意なし)
(花西諏訪線他1路線:芦北町)
(5) 景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件
(特定施設届出地区の変更:御船町)
- 【報告】
熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂について
- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
(3) 会場内での飲食はできません。
(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
今回の審議会では、「3議題」のうち、【審議】(1)及び(2)については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当し非公開となり傍聴はできません。
なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長

に委任しておりますので、会長の判断により、公開、非公開の別を決定することとして
います。

- 8 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：096-333-2520

熊本県障害者の相談に関する調整委員会公告第3号

第3回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を次のとおり開催する。

平成24年12月14日

熊本県障害者の相談に関する調整委員会会長

- 1 開催日時
平成24年12月21日（金）午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題（予定）
 - （1）特定相談の実施状況報告
 - （2）助言、あっせん申立ての審理
 - （3）助言、あっせんに係る調整委員会の運営について
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - （1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - （2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - （3）傍聴希望者で、傍聴に際して手話通訳又は要約筆記が必要な場合は、12月19
日（水）までに、下記問合せ先に申し込むこと。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者の相談に関する調整委員会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福
祉局障がい者支援課企画調整班）（電話 096-333-2236）